

松 山 大 学 論 集  
第 32 卷 第 5 号 抜 刷  
2 0 2 0 年 12 月 発 行

取締役および監査役の特性が  
税負担削減行動に及ぼす影響に関する一考察

岩 崎 瑛 美

# 取締役および監査役の特性が 税負担削減行動に及ぼす影響に関する一考察

岩 崎 瑛 美

## 1 はじめに

本稿の目的は、企業の取締役および監査役の特性が税負担削減行動<sup>1)</sup>に及ぼす影響に関する研究についての文献をレビューし、整理することで、今後求められる研究の方向性を示すことである。

わが国においては、2015年6月より「コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」が施行され、その後、2018年6月より「改訂コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」が施行された。取締役会においては、「その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力をバランス良く備え、ジェンダーや国際性の面を含む多様性と適正規模を両立させる形で構成されるべきである」（コーポレートガバナンス・コード原則4-11）とされている。また、監査役においては、「適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する十分な知見を有している者が1名以上選任されるべきである」（コーポレートガバナンス・コード原則4-11）とされている。

2016年7月には、国税庁により「税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組の事務実施要領の制定について」が公表された（国税庁

---

1) 税負担削減行動は、合法、違法、あるいはどちらかはっきりしない領域を含む、あらゆる方法を用いて課税所得の減少や税金支払額の削減を行うことを意味する（詳細は2.2を参照）。

2016)。このことから、税務についても、トップマネジメントが自ら適正申告の確保に積極的に関与し、必要な内部統制を整備することが求められている。

したがって、現在、取締役会においては、適正申告の確保に積極的に関与し、取締役としての能力、性別や国籍の多様性を備えることが求められている。また、監査役においては、監査役としての能力を備え、必要な財務・会計・法務の専門的知識を有する人材が求められている。このように、トップマネジメントに対して税金に関するガバナンスの整備が求められていることが分かる。そこで、「コーポレートガバナンス・コード」で求められている人材を、取締役会および監査役会において確保した場合に、企業の税負担削減行動にどのような影響を与えるのかを検討するために、本稿では、取締役と監査役の特性に焦点を当てる。

本稿では、次のように検討する。まず、第2節では、コーポレート・ガバナンスと税負担削減行動について説明する。第3節では、取締役および監査役の特性と税負担削減行動の関係について検証した先行研究をレビューする。第4節では、レビューした結果を踏まえ、今後の研究の方向性を検討する。第5節で結論とする。

## 2 コーポレート・ガバナンスと税負担削減行動

### 2.1 コーポレート・ガバナンス

Kovermann and Velte (2019) は、税負担削減行動が7つのコーポレート・ガバナンスの側面によって影響を受けることを指摘している。コーポレート・ガバナンスは、経営者と株主間のインセンティブの調整<sup>2)</sup> および役員構成を内部コーポレート・ガバナンス、所有権構造<sup>3)</sup>、資本市場の圧力<sup>4)</sup>、監査<sup>5)</sup>、政府の関

---

2) CEO, CFO, 税務取締役 (tax director) がインセンティブ報酬を採用している企業は、税負担が軽減されるという結果を示唆した研究。

3) 経営者の株式所有割合、デュアルクラス所有権構造、機関投資家による所有割合に関する研究。

4) 株価指数への追加、外国人投資家による所有、アナリスト予測に関する研究。

係<sup>5)</sup>、従業員、顧客、一般市民等のその他の利害関係者からの圧力<sup>7)</sup>を外部コーポレート・ガバナンスに分類できる (Kovermann and Velte 2019)。

なかでも、次の3つの点で内部コーポレート・ガバナンスのうち、役員構成は重要であると考えられる。まず、1つ目は、これまでの税負担削減行動に関する先行研究において、企業特性との関係が検証されてきたが、実際に、税務計画意思決定を行うのは取締役だからである。2つ目は、税務当局に目をつけられるような極端な税負担削減行動を抑制する可能性を有するのは監査役だからである。3つ目は、「コーポレートガバナンス・コード」が公表され、取締役会および監査役会において、現在、専門的知識を有する人材、性別、国籍の違いによる多様性が求められているからである。

これらの理由から、本稿では、コーポレート・ガバナンスと税負担削減行動の関係を検証した先行研究のうち、取締役と監査役の特性に焦点を当てた研究のレビューを行う。

## 2.2 税負担削減行動

税負担削減行動に関する研究では、多様な測定尺度が用いられている。本稿では、取締役と監査役の特性に関する先行研究で用いられている税負担削減行動の尺度を説明し、わが国において使用可能な尺度を示す。

先行研究で用いられる実効税率は、会計実効税率、当期実効税率および現金実効税率に分類できる。

会計実効税率は、当期税金費用と繰延税金費用を合わせた総税金費用を税引前利益で除し算定することから (Armstrong et al. 2015; Dyreng et al. 2010; Minnick and Noga 2010; Law and Mills 2017)、税効果会計を適用することにより算定結果に経営者の節税能力が反映される。当期実効税率は、当期税金費用

5) 監査人規模、業界の専門知識、税務サービスを提供する監査人に関する研究。

6) 米国内国歳入庁と本社所在地の関係、税金に関する政治的ロビー活動、政治関連企業に関する研究。

7) 労働組合、税務部長の権限、B2B企業、宗教、地域社会のネットワークに関する研究。

を税引前利益で除し算定することから、会計利益計算に影響されず、当年度に企業が支払うべき税負担割合を明らかにする。現金実効税率は、法人税等の支払額を税引前利益で除することによって算定されることから (Dyrenge et al. 2010; Lanis and Richardson 2018; Law and Mills 2017; Minnick and Noga 2010)、企業が実際に支払った法人税等の割合を明らかにする。

会計利益・課税所得差異は、税引前利益から課税所得を差し引き算定することから (Abernathy et al. 2016)、一時差異および永久差異による企業の全体的な税負担の程度を表す。Desai and Dharmapala (2006) で用いられた会計利益・課税所得異常差異は、会計利益計算による影響を表す変数として全会計発生高を用い、推定した残差とすることから (Lanis and Richardson 2018)、会計利益計算に関係しない企業の税負担の程度を表す。Frank et al. (2009) で定義された会計利益・課税所得裁量的差異は、企業による意図的な税負担削減行動を測定するために、非裁量的永久差異を用いて推定した残差とすることから (Francis et al. 2014)、税額控除や受取配当等の益金不算入などの裁量的な永久差異による税負担の程度を表す。

未認識税ベネフィット (unrecognized tax benefits) は、税務当局による調査によって追徴課税を支払わなければならない可能性が高まった場合に計上されるものであり (大沼 2015)、この値が大きいほど、企業がより税負担を軽減していることを表す (Armstrong et al. 2015; Francis et al. 2014)。

タックスシェルター尺度は、Wilson (2009) において、タックスシェルター<sup>8)</sup>を利用したとして公表された企業の情報を収集し、企業がタックスシェルターを利用していれば1、それ以外は0とするダミー変数である (Abernathy et al. 2016; Francis et al. 2014; Lanis and Richardson 2018)。

オーストラリア税務局 (以下、ATO) に修正申告を指摘された結果、企業の税負担削減行動が告発されている場合には1、それ以外は0とするダミー変

---

8) タックスシェルターとは、移転価格やオフショア知的財産権の回避等の税負担を軽減する一取引である。

数は (Lanis and Richardson 2011; Richardson et al. 2013; Richardson et al. 2016), 企業が過度に税負担を軽減していることを表す。

これらの先行研究で用いられる尺度のうち、いくつかの尺度は、次の理由からわが国企業を分析する場合に利用できない。現金実効税率は、当期の法人税等支払額が前期の確定申告分と当期の中間申告分から構成され、制度的に分母と分子の期間的対応が崩れていることから用いることができない。未認識税ベネフィットは、日本基準で作成された財務諸表においては公表されないため、用いることができない。タックスシェルター尺度は、Wilson (2009) において、米国企業のタックスシェルターデータを利用し推定されたものであることから、わが国企業の分析にこの尺度を利用することはできない。

したがって、わが国企業を分析対象とし、取締役と監査役の特性に関する研究を行う場合には、その研究目的に応じて、会計実効税率、当期実効税率、会計利益・課税所得差異、会計利益・課税所得異常差異、会計利益・課税所得裁量的差異、修正申告を指摘された場合のダミー変数を用いる必要がある。

### 3 実証研究のレビュー

本節では、コーポレート・ガバナンスと税負担削減行動に関する研究の中でも、取締役および監査役の特性について検証した研究を、社外取締役、取締役会の人的特性、監査役会の特性に分類し検討する。

#### 3.1 社外取締役と税負担削減行動

Minnick and Noga (2010) は、社外取締役と税負担削減行動の関係について検証した最初の研究である。税務計画は、複雑で不透明であり、経営者の機会主義的行動が許容されるかもしれない (Minnick and Noga 2010)。また、税務計画は、企業に対して直ちにベネフィットをもたらすのではなく、長期的な企業価値向上に資するため、税マネジメント<sup>9)</sup> においてガバナンスが果たす役割を理解することが重要となる (Minnick and Noga 2010)。

そこで、Minnick and Noga (2010) では、ガバナンスメカニズムの質の向上が、税金を軽減する結果をもたらすという仮説を設定している。サンプルは、1996年から2005年の2,339企業・年である。被説明変数は、会計実効税率および現金実効税率、説明変数は取締役会規模および取締役会における社外取締役の割合である。

Minnick and Noga (2010) は、内生性をコントロールするために一般化モーメント法 (GMM) により検証した結果、社外取締役が税負担削減行動に対して統計的に有意な影響を及ぼす結果が得られなかった。つまり、企業のガバナンスメカニズムの質の向上が、税金を軽減する結果をもたらすかどうかは明らかになっていない。しかし、取締役が国内会計実効税率を軽減する傾向にあるのに対して、社外取締役は外国会計実効税率を軽減する傾向にあることが明らかになった。したがって、Minnick and Noga (2010) は、社外取締役が国内よりも外国における税負担の軽減を重視していることを指摘している。

コーポレート・ガバナンスと税負担削減行動の関係を最初に検証した Desai and Dharmapala (2006) では、経営者と株主の関係に焦点を当てたエージェンシー理論に基づいていた。しかし、Lanis and Richardson (2011) は、エージェンシー理論では、コーポレート・ガバナンスと税負担削減行動の関係を完全に説明することができないと主張している。そこで、Lanis and Richardson (2011) は、企業と利害関係者の関係に焦点を当てた企業の社会的責任理論に基づき検証した。社会的責任理論では、企業は社会的責任 (以下、CSR) を獲得し、社会の正当性を得るために、税負担削減行動に積極的にならないことが予想される (Lanis and Richardson 2011)。

企業の最も重要な意思決定やモニタリングを行うコーポレート・ガバナンスの機能は、取締役会が担うが (Fama and Jensen 1983), Lanis and Richardson

---

9) Minnick and Noga (2010) では、税務計画が、税引後の企業価値を最大化することを目的とするのに対して、税マネジメントは、企業にとって重要な業績尺度を向上させることを目的とするとしている。

(2011) は、社会に影響を及ぼすような意思決定において、社外取締役がトップマネジメントをモニタリングしており、企業内部の取締役よりも社会のニーズにより敏感であることから、取締役会における社外取締役の重要性を強調している。そこで、取締役会における社外取締役の割合が高い企業では、税負担削減行動の水準が低いという仮説を設定した。

Lanis and Richardson (2011) は、2001年から2006年までのオーストラリア上場企業の税負担削減行動の申し立てに関するケースを、オーストラリア証券取引所（以下、ASX）およびATOのウェブサイトを検索している。「tax aggressiveness」、「tax avoidance」、「tax evasion」、「tax shelter」、「amended tax assessment」という単語を検索した結果、最終サンプルには、積極的な税負担削減行動を行ったとして、ATOが修正申告を指摘した16社が残された。そして、積極的な税負担削減行動を行う16社と同様の期間、産業分類、企業規模という条件で、税負担削減行動に積極的でない16社を抽出した。

被説明変数は、ATOに修正申告を指摘された結果、企業の税負担削減行動が告発されている場合には1、それ以外は0とするダミー変数である。説明変数は、取締役会における社外取締役の割合である。

ロジット回帰分析による検証結果は、社外取締役の割合が高い企業では、税負担削減行動を実施する可能性が軽減することを見つけている。この結果は、社外取締役が、企業のガバナンスとして機能することにより、税負担削減行動を抑制することを意味している。オーストラリア上場企業のうち、401社のクロスセクションデータを用いたOLSによる回帰分析を行った場合にも、同様の結果が得られている。

Lanis and Richardson (2011) では、社外取締役が税負担削減行動を抑制することを見つけているが、社外取締役が企業のCSRと税負担削減行動の両方に影響を及ぼすかどうかを検証した研究は行われていない。そこで、Lanis and Richardson (2018) では、社外取締役とCSR実施の相互作用が、税負担削減行動と有意な関係にあるという仮説を設定している。

サンプルは、2003年から2009年までの金融および公益事業を除く、5,007企業・年である。被説明変数は、Wilson (2009) で用いられた積極的な税負担削減行動を表すタックスシェルター、Desai and Dharmapala (2006) で用いられた会計利益・課税所得異常差異および現金実効税率により、それぞれを検証している。説明変数は、取締役会における社外取締役の割合と Kinder, Lydenberg, and Domini (KLD) インデックス<sup>10)</sup> のCSR実施率の交差項である。

ランダム効果モデル (REM) による検証結果は、社外取締役の存在が、CSRと税負担削減行動の負の関係を拡大させること指摘しており、取締役会における社外取締役の重要性を示唆している。

### 3.2 取締役会の人的特性と税負担削減行動

社外取締役と税負担削減行動の関係を検証した先行研究では、社外取締役が企業の税負担削減行動を抑制する要因となっており、ガバナンスとして機能しているけれども、Minnick and Noga (2010) では統計的に有意でなく、一定の結果が得られていない。その理由の1つとして、取締役の学歴や経歴などの人的特性が影響していることが考えられる。経営者が企業の税負担を軽減するためにインセンティブ報酬を導入したとしても、経営者の特性によってその有効性が低下し、株主にとっての利益にならない税負担削減行動を招く可能性がある (Kovermann and Velte 2019)。そこで、社外取締役に限らず、取締役会の人的特性に関する研究を検討する必要がある。

Dyreng et al. (2010) は、1992年から2006年までの米国企業を対象に、一部の企業が税負担削減行動を実施する要因を特定するために、最高経営責任者、最高財務責任者、会長、副会長 (以下、CEO等) が企業の税負担削減行動に影響を及ぼすかどうかを検証している。これは、取締役の人的特性に関する最

---

10) コミュニティ関係、コーポレート・ガバナンス、多様性、従業員、環境、人権および製品の7つのカテゴリーの約80の指標について、その強さと関係を数値で表している (Lanis and Richardson 2018)。

初の研究である。

すべてのCEO等を複数企業にわたって追跡した結果、少なくとも2つの異なる企業で3年間CEO等であったのは908人であり、最終サンプルは1,138社、12,958企業・年である。被説明変数は、会計実効税率および現金実効税率、説明変数はCEO等である。

検証の結果、会計実効税率と現金実効税率それぞれは、少なくとも2つの異なる企業で少なくとも3年間雇用されていたCEO等を有する企業との間に正の関係があることが明らかになっており、経験豊かなCEO等を抱えている企業は、税負担削減行動を実施する傾向が低いことが示唆された。

また、Dyreg et al. (2010) は、そのCEO等のデータを4つに分類し、検証した結果、実効税率を増やしたCEO等を雇う企業は、その3年後に約15%実効税率が増加、実効税率を減らしたCEO等を雇う企業は、その3年後に約15%実効税率が減少、実効税率を変動させないCEO等を雇う企業は、絶対値で5%実効税率が変動していた。その後、実効税率を変動させるCEO等がその企業を去ると、会計実効税率および現金実効税率は、そのCEO等を雇う前の水準に戻っていた。

さらに、Dyreg et al. (2010) は、会計もしくは法律の教育を受けているCEO等がより税負担削減行動を実施する可能性があるため、MBA、法学および会計学の博士号を有しているかどうかを人的特性の尺度として検証した。その結果、CEO等の学歴と会計実効税率および現金実効税率それぞれの間には、統計的に有意な関係がなく、企業の税負担を軽減する要因としては、CEO等の学歴というよりも経営者の姿勢に起因している結果が示唆された。したがって、Dyreg et al. (2010) では、企業の税負担削減行動がCEO等の交代によって変化することを明らかにしたけれども、CEO等の学歴、性別または年齢のような人的特性が税負担削減行動に影響を及ぼすという結果は得られていない。

Armstrong et al. (2015) は、取締役会において財務の専門的知識を有する取締役が企業のガバナンスとして機能するとして、コーポレート・ガバナンス、

株式インセンティブ報酬および税負担削減行動の関係を検証している。

サンプルは、2007年から2011年の4,128企業・年である。被説明変数は、未認識税ベネフィットおよび3年平均会計実効税率である。説明変数は、取締役会の財務専門性（1に前年の取締役会における財務専門家の人数を加えた合計の自然対数）、社外取締役の割合、株式インセンティブ報酬（前年の株式価格の1%増加に対するCEOの株式ポートフォリオ価値の変動の自然対数、1に前年の株式リターンのボラティリティが0.01増加した場合のCEO株式ポートフォリオ価値の変動額を加えた合計の自然対数）である。

分位点回帰分析を行った結果、取締役会の財務専門性（取締役会における財務専門家の人数）と独立性（社外取締役の割合）が、税負担削減行動の分布の左（右）側の裾において税負担削減行動の尺度と正（負）の関係にあることを見つけている。これは、より専門的知識を持ち、独立性の高い取締役会が極端な税負担削減行動を抑制し、一方で、取締役会の規模が小さく、取締役会のモニタリングが欠如している場合には、過剰な税負担削減行動を行うことを示唆している。したがって、専門的知識を持つ取締役が企業の税負担削減行動の意思決定に影響を及ぼすけれども、それは、極端な水準に対してのみ影響する可能性を示唆している。

Dyreg et al. (2010) は、企業の税負担削減行動がCEO等の交代によって変化することを指摘したけれども、Graham et al. (2014) では、インタビュー調査により、企業の税務取締役 (tax executives) に対する税務計画のインセンティブとディスインセンティブを調査している。そして、経営者の69%は、企業の評判が重要であり、それが税務計画戦略を行わない理由の1つとして挙げられたことを指摘している。この結果から、Abernathy et al. (2016) は、税負担削減行動が企業の評判を毀損する危険性があるけれども、法律顧問（以下、General Counsel : GC)<sup>11)</sup> が税務部門への助言を行うことから、トップマネジメ

11) 企業のGCは、経営者への事業に関する助言、企業への法的な助言、法的な手続きが必要となった場合に弁護を行う (Abernathy et al. 2016)。

ントへの GC の昇進は、企業の税負担削減行動と関係があるという仮説を設定した<sup>12)</sup>

サンプルは、1993年から2011年までの7,028企業・年である。被説明変数は、会計利益・課税所得差異およびタックスシェルターである。説明変数は、サンプル期間に企業がGCを昇進させた場合には1とするダミー変数、GCが昇進した年の会計年度に対して1とするダミー変数、および両変数の交差項である。

傾向スコアマッチングによる差分の差分析の結果として、GCがトップマネジメントに昇進した際<sup>13)</sup>、タックスシェルターを利用する可能性だけでなく、会計利益・課税所得差異の水準が高まることを見つけている。これは、GCのトップマネジメント昇格後に税負担削減行動の実施が増加しており、企業が弁護士の知見を得たことで、企業の税負担が軽減したことを示唆している。

Dyreng et al. (2010) は、企業の税負担削減行動がCEO等の交代によって変化することを明らかにしたけれども、学歴、性別または年齢のような人的特性が税負担削減行動に影響を及ぼす結果を見つけていないことから、Law and Mills (2017) では、人的特性のうち、CEOの軍事経験についての経歴情報を手集計し、企業の税務戦略に対するCEOの影響を調査している。

軍事経験のあるCEOは、規則に従うように、政府の権威と忠誠に関して価値観を共有していることから、そのようなCEOは税負担削減行動に積極的でなく、倫理的でないと考えられる可能性がある (Law and Mills 2017)。そこで、Law and Mills (2017) は、軍事経験のあるCEOと軍事経験のないCEOが率いる企業の実効税率を調査している。その結果、軍事経験のあるCEOが率いる企業の実効税率が、約2%高いことも明らかになっている。

サンプルは、1992年から2011年までの1,787社、9,738企業・年である。

12) 経営や法律のアドバイザーとして、企業におけるGCの影響がより顕著になる識別イベントであることから、トップマネジメントへのGCの昇進を利用した。

13) GCが企業の上位5名の役員の1人である場合に、トップマネジメントのメンバーであると定義した (Abernathy et al. 2016)。

被説明変数は会計実効税率と現金実効税率それぞれであり、説明変数は企業の CEO が米国空軍、陸軍、海兵隊または海軍（または外国の軍隊）において軍事経験を有していれば1、それ以外は0のダミー変数である。

OLS による検証結果は、軍事経験のある CEO が、軍事経験のない CEO よりも実効税率が高く、税負担削減行動を抑制することが示唆されている。未認識税ベネフィットを税負担削減行動の尺度とした場合にも、統計的に有意な結果となっており、軍事経験のある CEO が、税務当局の調査によって追徴課税を支払うことになる可能性の高い税負担削減行動を実施する意欲が低いことが示唆されている。

Dyreng et al. (2010) の研究を拡張し、Francis et al. (2014) は、企業の税負担削減行動について、CFO の性別の違いによる影響を調査している。リスクへの態度や行動に対する性別の違いによる影響は、心理学や経済学の論文で研究されており、女性が男性よりもリスク回避的であることを示唆する結果が得られているけれども、専門家のリスクへの対応の違いに性別が影響するかどうかは、一貫した結果が得られていない (Francis et al. 2014)。

ジェンダーの問題に関する実証研究は、単に性別が要因になっているのではなく、Francis et al. (2014) では、状況や知識格差などの要因に起因するとして批判されることがあるため、企業の CFO が男性から女性へ移行している企業に着目し、その移行前後における企業の税負担削減行動の程度を比較している。

サンプルは、1988年から2007年の間に、男性 CFO から女性 CFO に移行した企業の92ケース972企業・年である。被説明変数は、Wilson (2009) で用いられたタックスシェルター、未認識税ベネフィットおよび Frank et al. (2009) で定義された会計利益・課税所得裁量の差異それぞれにより検証している。説明変数は、男性 CFO から女性 CFO に移行後の企業・年であれば1、男性 CFO から女性 CFO に移行前の企業・年であれば0とするダミー変数である。

ロジットおよび OLS の検証結果は、どの税負担削減行動に関する変数を用いても、女性 CFO が男性 CFO に比べて、税負担削減行動を実施しない傾向に

あることが示唆されている。この結果は、傾向スコアマッチング、差分の差分分析、女性 CFO から男性 CFO への移行サンプルの追加検証によっても仮説が支持されており、CFO の性別が企業の税負担削減行動に影響する要因となっていることがわかる。

Richardson et al. (2016) は、企業の税負担削減行動に関して、取締役会における女性の影響を調査した。女性取締役は、リスクを嫌い (Betz et al. 1989)、自立的思考を示し (Carter et al. 2003)、企業の利害関係者に対して取締役会の透明性や信頼性を高めることに貢献する (McLeod-Hemingway 2007)。したがって、より有効なモニタリングを行う女性取締役は、社外取締役と同様に、税負担削減行動を抑制する可能性が高い (Richardson et al. 2016)。そこで、取締役会に女性取締役が 1 人存在する場合に比べて、取締役会に複数人 (1 人超) の女性取締役が存在する場合と税負担削減行動の間に負の関係があるという仮説を設定している。

サンプルは、2006 年から 2010 年までのオーストラリア上場企業の 205 社 1,025 企業・年である。被説明変数は、2006 年から 2010 年の間で、企業が税負担削減行動に関係したとして ATO による税務争訟に関係しているならば 1、それ以外は 0 とするダミー変数である<sup>14)</sup>。説明変数は、取締役会に女性が 1 人も存在しない場合には 1、取締役会に女性が複数存在する場合には 0 とするダミー変数である。

プロビット回帰分析の結果、取締役会における女性の存在と税負担削減行動の間に負の関係があることが明らかになっており、複数人の女性が取締役会に存在する場合は、企業の税負担削減行動が減少することを見つけている。この結果は、2 段階推定法を用いることにより、自己選択バイアスをコントロールした場合や実効税率および会計利益・課税所得差異等の税負担削減行動の代替尺度によって検証した場合にも、仮説が支持されており、女性取締役が税負担

---

14) オーストラリア会計基準では、企業が国税庁と税務争訟をしている場合、その情報は財務諸表上で開示される (Richardson et al. 2016)。

削減行動に影響を及ぼすことが示唆されている。

岩崎（2018）は、Armstrong et al. (2015) を参考に、財務・税務専門家、インセンティブ報酬および税負担削減行動の関係を検証した。サンプルは、2012年3月期から2015年2月期までの日本の上場企業の2,767社7,304企業・年である。被説明変数は、3年平均当期実効税率と会計利益・課税所得裁量の差異である。説明変数は、財務・税務専門性（前期末における取締役会の財務・税務に関する専門家の人数に1を加えた合計の自然対数および前期末における監査役会の財務・税務に関する専門家の人数に1を加えた合計の自然対数）、取締役会における社外取締役の割合、インセンティブ報酬導入の有無（取締役に対する報酬として、当期末にストックオプション、株式取得型報酬もしくは株式交付信託が採用されていれば1、それ以外は0とする）である。

分位点回帰分析の結果、財務・税務専門家および社外取締役は、税負担を軽減することによる企業価値の向上という観点からはガバナンスとして機能していないことが示唆された。

### 3.3 監査役会の特性と税負担削減行動

Richardson et al. (2013) は、税負担削減行動に対する有効なリスクマネジメントシステムと内部統制の影響を検証している。独立した監査委員会<sup>15)</sup>は、積極的な財務報告と会計不正を阻止することができる (Abbott et al. 2000)。監査委員会では、企業の会計方針と、経営者によって行われた会計および税務上の見積もりを評価することが期待されている (Richardson et al. 2013)。そこで、Richardson et al. (2013) は、監査委員会の独立性が、企業内での税負担削減行動を最小限に抑える上で重要な役割を果たすと予想した。

サンプルは、オーストラリア上場企業における2006年から2009年までの812企業・年である。被説明変数は、オーストラリア税制の下で、税負担削減

---

15) 監査委員会は、社外取締役の過半数によって構成されなければならない。

行動に関係したとして、企業がATOの税務争訟対象となった場合には1、それ以外は0とするダミー変数である。説明変数は、企業内にリスクマネジメントシステムと内部統制を確立している場合、およびリスクマネジメントシステムと内部統制がすべての重要な点において効果的に機能していることをCEOおよびCFOが書面で取締役会に表明した場合には1、それ以外は0とするダミー変数、企業がビッグ4の外部監査人を使用した場合には1、それ以外は0のダミー変数、非監査報酬を全監査報酬で除した割合、独立した監査委員会メンバーの人数を監査委員会のメンバーの総数で除した割合である。

ロジット回帰分析による検証の結果、監査委員会の独立性が高い場合、税負担削減行動を行う可能性が低いことが示唆された。

## 4 考 察

社外取締役が企業の税負担削減行動を抑制する要因となっており、ガバナンスとして機能していることが明らかになったけれども（Lanis and Richardson 2011；Lanis and Richardson 2018）、Minnick and Noga（2010）では統計的に有意でない結果となっている。そこで、取締役会の人的特性および監査役会の特性に関する研究を検討した。

取締役会の人的特性に関する研究では、Dyreng et al.（2010）を契機として、財務・税務の専門的知識を有する取締役（Armstrong et al. 2015；岩崎 2018）、法律顧問である取締役（Abernathy et al. 2016）、軍事経験のあるCEO（Law and Mills 2017）、女性取締役（Francis et al. 2014；Richardson et al. 2016）に関する研究が行われ、これらの要因が税負担削減行動に影響を及ぼすことが示唆されている。しかし、わが国企業の取締役会および監査役会において、「コーポレートガバナンス・コード」公表以降、財務・税務の専門的知識を有する取締役、監査役および女性が企業の税務行動に及ぼす影響を検証した研究は実施されていないため、今後の研究の余地が残されている。

また、わが国企業の取締役会および監査役会の人的特性と税負担削減行動の

関係を検証した研究は、十分に蓄積されていない。海外の研究においても、公認会計士、税理士、弁護士、国税庁勤務経験のある社内取締役、社外取締役、社内監査役および社外監査役それぞれと税負担削減行動の関係を検証した研究は実施されていないため、多様な取締役および監査役の特性ごとに検証する必要がある。

米国およびオーストラリア企業の役員についての研究では、女性取締役が税負担削減行動を抑制する結果が明らかになっているけれども (Francis et al. 2014; Richardson et al. 2016), わが国の女性役員が税負担削減行動に及ぼす影響については検証されていないことから、今後の研究の余地が残されている。さらに、女性取締役が税負担削減行動の抑制要因の1つとなることが明らかにされているが (Francis et al. 2014; Richardson et al. 2016), リスクを嫌い (Betz et al. 1989), 自立的思考を示し (Carter et al. 2003), 企業の利害関係者に対して取締役会の透明性や信頼性を高めることに貢献する (McLeod-Hemingway 2007) という女性としての特性によるものなのか、取締役会および監査役会におけるジェンダー面での多様性が整備されたことによるものなのかが明確になっていない。

## 5 結 論

本稿の目的は、企業の取締役および監査役の特性が税負担削減行動に及ぼす影響に関する研究についての文献をレビューし、整理することで、今後求められる研究の方向性を示すことであった。

先行研究では、社外取締役、財務・税務の専門的知識を有する取締役、法律顧問である取締役、軍事経験のある CEO、女性取締役が税負担削減行動に影響を及ぼす要因となることが示唆された。しかし、次の点で研究の余地が残されている。

まず、「コーポレートガバナンス・コード」公表以降、わが国における財務・税務の専門的知識を有する取締役および監査役が、企業の税務行動に及ぼす影

響を検証した研究は実施されていない。また、わが国のみならず、海外の先行研究においても、多様な取締役および監査役の特性ごとの税負担削減行動への影響を検証していない。さらに、女性取締役が何を代理しているのかが明確になっていない。

このように、今後の研究の余地が残されているけれども、企業のトップマネジメントが中長期的な企業価値を向上させるために、どのような人材を役員として選任すれば良いのかについて、意思決定をする際に有用な判断材料となるため、重要な研究であると考ええる。

## 謝 辞

本稿は、2019年度に交付を受けた松山大学特別研究助成による研究成果の一部である。また、本稿は日本会計研究学会特別委員会「税制が企業会計その他の企業行動に及ぼす影響に関する研究」の研究成果の一部である。さらに、本稿は、2020年度神戸大学経営学研究科研究員としての研究成果の一部である。

## 参 考 文 献

- 岩崎瑛美 2018 「コーポレート・ガバナンスが税負担削減行動に及ぼす影響」第14回「税に関する論文」入選論文集・公益財団法人納税協会連合会 1-48頁。
- 大沼宏 2015 『租税負担削減行動の経済的要因－租税負担削減行動のインセンティブの実証分析』同文館出版。
- 株式会社東京証券取引所 2015 「コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」株式会社東京証券取引所。
- 株式会社東京証券取引所 2018 「コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」株式会社東京証券取引所。
- 国税庁 2016 「税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組の事務実施要領の制定について（事務運営指針）」国税庁。
- Abernathy, J., T. Kubick, and A. Masli. 2016. General counsel prominence and corporate tax policy. *The Journal of the American Taxation Association* 38(1) : 39-56.
- Abbott, J., Y. Park, and S. Parker. 2020. The effects of audit committee activity and independence on corporate fraud. *Managerial Finance* 26(11), 55-67.
- Armstrong, C., J. Blouin, A. Jagolinzer, and D. Larcker. 2015. Corporate governance, incentives, and tax avoidance. *Journal of Accounting and Economics* 60 (1) : 1-17.
- Betz, M., O. Lenahan, and J. Shephard. 1989. Gender differences in proclivity for unethical behavior. *Journal of Business Ethics* 8 (5) : 321-324.

- Carter, D., B. Simkns, and W. Simpson. 2003. Corporate governance, board diversity and firm value. *Financial Review* 38 (1) : 33-53.
- Desai, A., and D. Dharmapala. 2006. Corporate tax avoidance and high-powered incentives. *Journal of Financial Economics* 79 (1) : 145-179.
- Dyreg, S., M. Hanlon, and E. Maydew. 2010. The effects of executives on corporate tax avoidance. *The Accounting Review* 85 (4) : 1163-1189.
- Fama, E., and M. Jensen. 1983. Separation of ownership and control. *The Journal of Law and Economics* 26 (2) : 301-325.
- Francis, B., I. Hasan, and Q. Wu, and M. Yan. 2014. Are female CFOs less tax aggressive? Evidence from tax aggressiveness. *Journal of the American Taxation Association* 36 (2) : 171-202.
- Frank, M., L. Lynch, and S. Rego. 2007. Tax reporting aggressiveness and its relation to aggressive financial reporting. *The Accounting Review* 84(2) : 467-496.
- Graham, J., M. Hanlon., T. Shevlin, and N. Shroff. 2014. Incentives for tax planning and avoidance : Evidence from the field. *The Accounting Review* 89 (3) : 991-1023.
- Kovermann, J., and P. Velte. 2019. The impact of corporate governance on corporate tax avoidance – A literature review. *Journal of International Accounting, Auditing and Taxation* 36 (1) : 1-29.
- Lanis, R., and G. Richardson. 2011. The effect of board of director composition on corporate tax aggressiveness. *Journal of Accounting and Public Policy* 30 (1) : 50-70.
- Lanis, R., and G. Richardson. 2018. Outside directors, corporate social responsibility performance, and corporate tax aggressiveness : An empirical analysis. *Journal of Accounting, Auditing and Finance* 33 (2) : 228-251.
- Law, K., and L. Mills. 2017. Military experience and corporate tax avoidance. *Review of Accounting Studies* 22 (1) : 141-184.
- McLeod-Hemingway, J. 2007. Sex, trust, and corporate boards. *Hasting Women's Law Journal* 18 (2) : 173-193.
- Minnick, K., and T. Noga. 2010. Do corporate governance characteristics influence tax management? *Journal of Corporate Finance* 16 (5) : 703-718.
- Richardson, G., Taylor., and R. Lanis. 2013. The impact of board of director oversight characteristics on corporate tax aggressiveness: An empirical analysis. *Journal of Accounting and Public Policy* 32 (3) : 68-88.
- Richardson, G., Taylor., and R. Lanis. 2016. Women on the board of directors and corporate tax aggressiveness in Australia: An empirical analysis. *Accounting Research Journal* 29 (3) : 313-331.
- Wilson, R. 2009. An examination of corporate tax shelter participants. *The Accounting Review* 84 (3) : 969-999.